



発行 東京都

目次

138

規則（教）

○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

訓令（教）

○教育関係職員の旅費支給規程の一部改正……………三

規則（人）

○職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則……………五

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六

○東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………七

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………七

訓令（水）

○東京都水道局処務規程の一部改正……………九

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一〇

○東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程……………三

規則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第九項中「第五項第三号及び第四号」を「第五項第四号」に、「次の各号に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、「第一号又は第二号に掲げる」を「第一号から第三号まで」に改め、「消滅した」との下に、「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項第一号から第三号まで」に、「第五項第一号又は第二号」を「第五項第一号から第三号まで」に改める。

第七条の二の二第九項中「第四項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」との下に、「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「第五項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第五項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第四項各号」及び「第四項第一号又は第二号」を「第四項」に改める。

第七条の三第九項中「第五項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項」を削り、「消滅した」との下に、「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及

び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第二十七条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第二号様式の二中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第二号様式の三中

□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：

) を

□ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：

) に改める。

□ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

別記第四号様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第五号様式中

□ 被介護者との親族関係に変更があった。

) を

□ 被介護者との親族関係に変更があった。

) を

□ 職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

) に改める。



第六号様式(表中)「続柄」を「続柄等」に改める。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二第九項で準用する同条第二項（都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第十九条の三及び東京都公立学校会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第九条において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規則第七条の二第九項で準用する同条第七項（日勤講師規則第十九条の三及び会計年度任用職員勤務時間規則第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規則第七条の二の二第九項で準用する同条第一項（日勤講師規則第十九条の四及び会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。）の規定による請求及び改正後の規則第七条の二の二第九項で準用する同条第六項（日勤講師規則第十九条の四及び会計年度任用職員勤務時間規則第十九条の四及び会計年度任用職員勤務時間規則第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規則第七項（日勤講師規則第十九条の五及び会計年度任用職員勤務時間規則第十一条において準用する場合を含む。）の規定する超過勤務の制限に係る請求及び改正後の規則第七条の三第九項で準用する同条第七項（日勤講師規則第十九条の五及び会計年度任用職員勤務時間規則第十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出並びに改正後の規則第二十七条の四（日勤講師規則第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する短期の介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第八八号）による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「改正後の条例」という。）第十八条に規定する介護休暇及び改正後の条例第十八条の二に規定する介護時間に係る請求等は、改正後の規則第二十八条及び改正後の規則第二十八条の二（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。）第十九条、日勤講師規則第二十二條の二及び会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条において

は、公布の日から施行する。

準用する場合を含む。)の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令(教)

●東京都教育委員会訓令第三十一号

教育関係職員の旅費支給規程(昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

- 教育庁
- 教育事務所
- 教育庁出張所
- 事業所
- 都立高等学校
- 公立中等教育学校
- 公立特別支援学校
- 公立中学校
- 公立小学校
- 公立義務教育学校
- 公立共同調理場

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十条の二を削る。

第十一条の二第一項中「及び車賃」を「車賃及び条例別表第一に定める旅行雑費」に改め、同条第二項中「条例第十五条第二号に定める旅行雑費又は条例別表第一に定め

る旅行雑費」を削る。

別表第一の一の項中

旅行雑費	二分の一	十分の八
------	------	------

を

旅行雑費	公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額
------	---------------------------

に改める。

別記第二号様式(甲)中

旅行者印	決定関与者印
------	--------

を

旅行者	決定関与者
-----	-------

に

を

旅行者印	決定関与者印
------	--------

に改め、同表

旅行者	決定関与者
-----	-------

(記入注意事項)2中「押印又は記入」を「記入等」に改める。

別記第二号様式(乙)中

旅行者印	決定関与者印
------	--------

を

旅行者	決定関与者
-----	-------

に

1km以下	旅行雑費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
-------	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

旅行雑費等	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を、に、

- 4 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃及び車賃の実費額を記載すること。
- 5 「旅行の区分」欄は、当該旅行が近接地内旅行の場合には「内」を、近接地外旅行の場合には「外」をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 「1km以下」の欄には、在勤所から1km以下の地域を旅行した場合には、○を付すること。
- 7 「旅行雑費」欄は、近接地外旅行の場合には旅行雑費の額の他に()裏で行程(キロ数)を記載すること。

- 4 「交通実費」欄は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額を記載すること。
- 5 「旅行の区分」欄は、当該旅行が近接地内旅行の場合には「内」を、近接地外旅行の場合には「外」をそれぞれ○で囲むこと。
- 8 「旅行雑費等」の欄は、必要に応じて、旅行雑費、宿泊料、食卓料等の額を記載すること。

附 則

1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記第二号様式(甲)及び第二号様式(乙)の改正規定並びに別記第七号様式の改正規定()

命令権者	関与者	旅行者	旅行印																	
------	-----	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

命令権者	関与者																			
------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める部分に限る。)並びに附則

第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の教育関係職員の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の教育関係職員の旅費支給規程別記第二号様式(甲)、第二号様式(乙)及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の教育関係職員の旅費支給規程別記第四号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (人)

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十九号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「島しよ」を「島しよ等」に改め、同条第一項中「退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことのない者」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 島しよの区域内の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことのない者
- 二 東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁の近接地以外から当該近接地内に赴任したことのない者

第三条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 旧在勤地が島しよの区域内の在勤地である場合 旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域
- 二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤庁の近接地以外の本邦の地域

第三条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める被災地支援の業務は、東京都の区域外の在勤庁における東日本大震災に係る被災地支援の業務とする。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則第三条の二の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、なお従前

の例による。

規 程 (交)

●交通局規程第九十六号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第十項中「第六項第三号及び第四号」を「第六項第四号」に、「配偶者又は二親等内の親族」を「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に、「並びに第六項第一号及び第二号」を「及び第六項第一号から第三号まで」に、「次の各号に掲げるいずれかの」を「次の各号」に、「第一号又は第二号に掲げる」を「第一号から第三号まで」に改め、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「前項各号に掲げるいずれかの」を「前項各号」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項第一号から第三号まで」に、「第六項第一号又は第二号」を「第六項第一号から第三号まで」に改める。

第九条の二の二第十項及び第九条の三第九項中「第五項第三号並びに」及び「中」次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項を削り、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」とを加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第二十六条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

附則

1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第九条の二第十項で準用する同条第三項（東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第八条において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規程第九条の二第十項で準用する同条第八項（会計年度任用職員勤務時間規程第八条において準用する同条第二項（会計年度任用職員勤務時間規程第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出、改正後の規程第九条の二の二第十項で準用する同条第七項（会計年度任用職員勤務時間規程第九条の三第九項で準用する同条第二項（会計年度任用職員勤務時間規程第十条において準用する場合を含む。）の規定による届出並びに改正後の規程第二十六条の四に規定する短期の介護休暇、改正後の規程第二十七条に規定する介護休暇及び改正後の規程第二十七条の二（会計年度任用職員勤務時間規程第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する介護時間に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●交通局規程第九十七号

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程（平成十四年交通局規程第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「旅行命令権者は、」の下に「内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき又は」を、「記載」の下に「又は記録」を加える。

第十一条を次のように改める。

第十一条 旅行雑費の額は、旅行中に公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の実費額とする。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第四十二号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第十項中「第一項から前項まで」を「前各項」に、「並びに第六項第三号及び第四号」を「及び第六項第四号」に、「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「二親等内の親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加え、「並びに第六項第一号及び第二号」を「及び第六項第一号から第三号まで」に改め、「いう。」に

と」の下に、「第三項中「第一項」とあるのは「第十項において準用する第一項」とを加え、「次の各号のいずれか」を「次の各号」に、「第一号又は第二号の規定」を「第一号から第三号まで」に改め、「消滅した」と」の下に、「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは、「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）」と同一の世帯に属さない」とを加え、「前項各号のいずれか」を「前項各号」に、「前項第一号又は第二号の規定」を「前項第一号から第三号まで」に、「第六項第一号又は第二号」を「第六項第一号から第三号まで」に改める。

第十一条の二の二第十項中「第五項第三号並びに」及び「中「次の各号に掲げるいずれか」とあるのは「第一号又は第二号の規定」と、同項を削り、「消滅した」と」の下に、「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）」と同一の世帯に属さない」とを加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」を「第五項」に、「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第十一条の三第九項中「第五項第三号並びに」を削り、「第五項中「次の各号に掲げるいずれか」とあるのは「第一号又は第二号の規定」と、同項第一号を「第二項中「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第五項第一号」に改め、「消滅した」と」の下に、「同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）」と同一の世帯に属さない」とを加え、「第六項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第六項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第五項各号」を「第五項」に、「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第三十条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。
 別記第一号様式の二中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。
 別記第一号様式の三中
 要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：

) を

要介護者と職員との親族関係が消滅した。) に改める。

(消滅の理由：

職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。)

別記第四号様式(表中「続柄」を「続柄等」に改める。
 別記第四号様式の二(表中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。
 別記第五号様式中

被介護者との親族関係に変更があった。

被介護者との親族関係に変更があった。

職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

附 則

1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第十一条の二第十項で準用する同条第三項(東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年水道局管理規程第六号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。))第七条において準用する場合を含む。の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規程第十条の二第十項で準用する同条第八項(会計年度任用職員勤務時間規程第七条において準用する同条第二項(会計年度任用職員勤務時間規程第八条において準用する場合を含む。))に規定する超過勤務の免除に係る請求及び改正後の規程第十一条の二第十項で準用する同条第七項(会計年度任用職員勤務時間規程第八条において準用す

る場合を含む。)の規定による届出、改正後の規程第十一条の三第九項で準用する同条第二項(会計年度任用職員勤務時間規程第九条において準用する場合を含む。)に規定する超過勤務の制限に係る請求及び改正後の規程第十一条の三第九項で準用する同条第七項(会計年度任用職員勤務時間規程第九条において準用する場合を含む。)の規定による届出並びに改正後の規程第三十条の四(会計年度任用職員勤務時間規程第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する短期の介護休暇、改正後の規程第三十二条に規定する介護休暇(会計年度任用職員勤務時間規程第二十四条において準用する場合を含む。)及び改正後の規程第三十二条の二の規定する介護時間(会計年度任用職員勤務時間規程第二十六条において準用する場合を含む。)に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令 (水)

●東京都水道局訓令第8号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

東京都水道局長 浜 佳葉子

第六十九条を次のように改める。

(出張命令)

第六十九条 職員の出張命令は、旅行命令簿(第二十一号様式)により行うものとする。ただし、宿泊料を伴う非即日帰庁の出張命令については、局長が別に定める。

別記第二十一号様式中

旅行命令簿(兼 旅費請求書)

事業所コード	所 属 名
--------	-------

旅行命令簿(兼 旅費請求書)

事業所コード	所 属 名
--------	-------

カード コード	元 号	年	月	分	所属コード	氏 名	職 名	職 名	職 名	職 名	支 出 科 目	配 当	異 動 日
						職 員 番 号							

元 号	年	月	分	所属コード	氏 名	職 名	職 名	職 名	職 名	支 出 科 目	配 当	異 動 日
					職 員 番 号							

を

に

掲げる」を「前項」に、「第五項各号」及び「第五項第一号又は第二号」を「第五項」に改める。

第十一条の第三十項中「第六項第三号並びに」及び「中」次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と、同項を削り、「消滅した」との下に「、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）」と同一の世帯に属さない」とを加え、「第七項中「次の各号に掲げるいずれかの」を「第七項中「次の」に、「前項第一号又は第二号に掲げる」を「前項」に、「第六項各号」及び「第六項第一号又は第二号」を「第六項」に改める。

第三十条の四第三項中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第一号様式中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。

別記第二号様式中

要介護者との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：) を

要介護者との親族関係が消滅した。

(消滅の理由：) に改める。

職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

別記第三号様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

別記第四号様式中

被介護者との親族関係に変更があった。

() を

被介護者との親族関係に変更があった。

() に

職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

() に

所属長確認	年 月 日	
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日	を

所属長確認	年 月 日	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日	年 月 日

に改める。

第五号様式表中「続 柄」を「続 柄 等」に改める。

附 則

1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第十一条の第二十項で準用する同条第三項(東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。)第八条において準用する場合を含む。))の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び改正後の規程第十一条の第二十項で準用する同条第八項(会計年度任用職員勤務時間規程第九條において準用する場合を含む。))の規定による届出、改正後の規程第十條の三第十項で準用する同条第二項(会計年度任用職員勤務時間規程第十條において準用する場合を含む。))に規定する超過勤務の制限に係る請求及び改正後の規程第十條の三第十項で準用する同条第八項(会計年度任用職員勤務時間規程第十條において準用する場合を含む。))の規定による届出並びに改正後の規程第三十條の四に規定する短期の介護休暇、改正後の規程第三十一條に規定する介護休暇及び改正後の規程第三十一條の二(会計年度任用職員勤務時間規程第二十七條において準用する場合を含む。))

に規定する介護時間の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第四十九号

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程（平成二年東京都下水道局管理規程第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項ただし書中「ただし、」の下に「内国旅行（宿泊を要しない場合に限る。）のうち近接地内に出張を命じるとき又は」を加える。

第六条第七項中「旅行中の日数に応じ一日当たりの定額」を「出張（外国旅行における近接地外の出張を除く。）について、実費額」に改める。

第九条中「又は旅行雑費」を削る。

第十条中「旅行雑費」を削る。

第十三条第二号中「引き続き五時間以上の旅行で、在勤庁から一キロメートルを超える場合には、二百円の額の」を「別表第一に規定する」に改める。

第二十条第一項中「の定額」を「に規定する額」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十八条第三項中「第二十条第二項及び第三項、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「この場合において、第二十条第二項中「旅行雑費」とあるのは「日当」と読み替えるものとする。」を削り、同項を第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

る。

3 鉄道二百キロメートル未満又は水路若しくは陸路百キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第一項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道二キロメートルをもって水路又は陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

別表第一中「第二十三条」を「第二十二條」に改め、「（一日につき）」を削り、「一、一〇〇円」を「公務上の必要によりやむを得ず負担した通話料金等の額」に改める。

附 則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

